

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	第 208 回国会法律案等 N A V I 「日・ベトナム刑事共助条約」
著者 / 所属	奥利 匡史 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	444 号
刊行日	2022-4-14
頁	45-46
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20220414.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20220414.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

## 日・ベトナム刑事共助条約

### 1. 日・ベトナム刑事共助条約国会提出の背景

近年の国境を越えた犯罪の増加等に伴い、捜査、訴追その他の刑事手続に関する国際的な協力の必要性が高まっている。「刑事共助」とは、一般に、外国の刑事事件の捜査、訴追等に必要な証拠、証言、供述、物件等が自国領域内にある場合に、当該外国の要請により、当該外国の捜査当局に代わってこれらの証拠の取得・提供を行うなど、刑事分野における国家間の協力のことを指す概念である<sup>1</sup>。「刑事共助条約」とは、こうした刑事共助の実施を条約上の義務とすることにより、共助の確実な実施を担保するものである。日本政府は、これまでに米国、韓国、中国、香港、欧州連合（EU）及びロシアとの間で条約を締結した。

日本とベトナムは、2014年の首脳会談で表明された「アジアにおける平和と繁栄のための広範な戦略的パートナーシップ」の下、政治、経済、安全保障、文化、人的交流など幅広い分野で緊密に連携している。二国間関係の強化を背景に、2021年6月末現在の在留ベトナム人の数は45万46人と、10年で10倍以上に増加するとともに<sup>2</sup>、在留ベトナム人の犯罪検挙件数も増加し、2017年にはそれまで25年間最も検挙件数の多かった中国人を上回る5,140件となった。その後もベトナム人検挙件数は増え、2020年には6,855件に達した。

表 在留外国人の国籍等別検挙状況（2020年）

	数	総検挙件数			
		刑法犯（※1）	特別法犯（※2）	構成比率	
総		9,512	8,353	17,865	100.0%
ベトナム		2,931	3,924	6,855	38.4%
中国		2,666	1,729	4,395	24.6%
ブラジル		682	220	902	5.0%
フィリピン		339	505	844	4.7%
韓国		608	90	698	3.9%
タイ		79	468	547	3.1%
ネパール		205	189	394	2.2%
スリランカ		194	141	335	1.9%
インドネシア		58	246	304	1.7%
コロンビア		196	8	204	1.1%
その他		1,554	833	2,387	13.4%

（※1）強盗、窃盗などの犯罪を指す

（※2）入管法違反、薬物事犯など、刑法犯以外の犯罪を指す

（出所）警察庁資料等を基に筆者作成

<sup>1</sup> このほかに、各国の警察機関の間では、194か国・地域が加盟（2021年4月）する国際刑事警察機構（ICPO）を中心に、刑事共助の前段階における様々な情報及び資料の提供が行われている。

<sup>2</sup> 2021年6月末現在における在留外国人の中で、中国人（台湾を除く）に次ぐ数となっている。なお、ベトナムにおける在留邦人数は、2005年には4,207人であったが、2021年には2万2,185人に増加した。

こうした状況を背景に刑事共助の必要性が高まり、2018年5月31日、両国政府は首脳会談の共同声明において、二国間の刑事共助条約締結に向けた交渉の開始を表明した。その後、累次にわたる交渉を経て、2021年11月24日の日・ベトナム首脳会談<sup>3</sup>と同日、両国は「刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約」（以下「本条約」という。）の署名に至り、本条約は、2022年3月8日、第208回国会（常会）に提出された（閣条第2号）。

## 2. 本条約の概要

### （1）共助の内容

本条約で定められた共助の内容は、証言・供述又は物件（搜索又は差押えによるものを含む）の取得、人・物件又は場所の見分、出頭が求められている者に対する招請の伝達、証言取得等を目的に拘禁されている者の身柄の移送、刑事手続に関する文書の送達、犯罪の収益又は道具の没収及び保全等となっている（第1条2）。ただし、これらは非網羅的・例示的な列举であり、他の方式による共助であっても、被請求国の法令により認められ、両締約国間で合意されたものは実施される。

一方、本条約は共助の拒否事由を規定している。具体的には、請求された共助が政治的性質を有する犯罪に関連すると認められる場合、共助の被請求国の主権及び安全その他の重要な利益が害されるおそれがある場合、捜査対象の行為が被請求国の法令では犯罪を構成しない場合などの条件下で、被請求国は共助を拒否することができる（第3条1）。

### （2）共助の実施手続

日本とベトナムは、本条約に規定された任務を行う中央当局を指定することとなっており、上述の共助の請求は、この中央当局間で実施される。本条約における日本の中央当局は、法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者<sup>4</sup>であり、一方のベトナム側は、最高人民検察院<sup>5</sup>と規定された（第2条1）。なお、請求国による共助の請求は、原則として書面により行われるが、書面以外の信頼し得る通信の方法により請求を行うことも可能である（第4条1）。

共助の請求がなされた場合、被請求国は本条約の関連規定に従って速やかに共助を実施する。その際、警察機関や上述の中央当局など、被請求国の権限ある当局は、共助の実施確保のためにその権限内で可能なあらゆる措置をとることとなる（第5条1）。また、被請求国は、共助を実施することができたか否か請求国に速やかに通報し、共助によって取得された証拠（証言・供述の記録、その他の物件等）を提供する旨規定された（第5条6）。

おくり まさふみ  
（奥利 匡史・外交防衛委員会調査室）

<sup>3</sup> 同首脳会談において、ベトナムのチン首相は、日・ベトナム関係の発展を踏まえ、「広範な戦略的パートナーシップ」を新たな段階に引き上げたい旨述べた。

<sup>4</sup> 法務大臣は法務省刑事局国際刑事管理官、国家公安委員会は警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官を中央当局として指定することが想定されている。

<sup>5</sup> 同国憲法で定められている検察機関であり、同国政府や最高人民裁判所と並ぶ重要な国家機関とされる。